

「社会福祉連携推進法人の情報の公表等について（案）」及び「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について」の一部改正案（概要）

1. 改正の趣旨

- 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号。以下「改正法」という。）の一部の施行により、令和4年4月から制度が開始された社会福祉連携推進法人（以下「連携推進法人」という。）について、「社会福祉連携推進法人の財務諸表等電子開示システム（以下「電子開示システム」という。）」の令和5年度（予定）からの稼働に伴う情報の公表等の取扱いや、連携推進法人が届け出る法人現況報告書の様式を定める。
- また、社会福祉法人（以下「法人」という。）が届け出る現況報告書の様式等を定めた「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について」（平成29年3月29日雇児発0329第6号・社援発0329第48号・老発0329第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知。以下「事業の概要等」という。）について、改正法により連携推進法人の社員の義務とされた、社員である旨の明示を現況報告書において行うための様式の改正を行うとともに、法人の事務効率化の観点から、例年別途アンケートとして実施している、社会福祉充実計画に係る報告事項を本様式に追加する等の所要の改正を行う。

2. 「社会福祉連携推進法人の情報の公表等について（案）」の概要

(1) インターネットを利用した情報の公表等について

- 連携推進法人が行う書類の公表は、電子開示システムに記録する方法又は連携推進法人のホームページに記録する方法による。

(2) 情報の提供等について

- 厚生労働大臣が都道府県知事に対し情報の提供を求める事項等について定める。
- 厚生労働省及び独立行政法人福祉医療機構による情報の利用について定める。
- 都道府県が区域内の市長に情報の提供を求める事項等について定める。

(3) 法人現況報告書の様式について

- 法人現況報告書の様式等について定める。

### 3. 事業の概要等の改正概要

#### (1) 別紙1「現況報告書」及び記載要領関係

- 「12. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況」の(2)「社会福祉充実計画の策定の状況」について、法人の社会福祉充実計画に基づく事業別に計上するための記入欄を追加する。
- 「16. 社員として所属する社会福祉連携推進法人の名称」の記入欄を追加する。

#### (2) 別紙2「社会福祉充実残額算定シート」関係

- 社会福祉充実残額算定シート別添(財産目録)に、「社会福祉法施行規則及び社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第176号)」により追加された勘定科目を追加する。

#### (3) その他所要の改正を行う。

### 4. 根拠法令

社会福祉法第45条の34第1項第4号、第138条において準用する同法第45条の34第1項第4号、第144条において準用する同法第59条及び第59条の2、社会福祉法施行規則第2条の41、第40条の12、第40条の15において準用する同規則第9条第3号、第40条の16から第40条の18まで、「社会福祉連携推進法人の認定等について」の別添「社会福祉連携推進法人認定・運営基準」第4の10(1)③、第4の11(2)

### 5. 公布日等

公布日：令和4年10月中旬(予定)

施行期日：

- ・「社会福祉法人の情報の公表等について(案)」：公布日
- ・事業の概要等：令和5年4月1日